

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年 6月28日(水) 13時55分から14時30分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)

会長	木 幡 孝 雄
会長職務代理者	内 野 淳 志
委員	14人
4. 欠席委員 0人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 6 議案2 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 7 議案3 現況証明願について
 - 8 議案4 令和4年第25回総会議案書の訂正について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 3 6 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 6 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 1 2 番、本元委員、1 3 番、岩崎委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。
議 長	報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 3 件です。 1 番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。 転用面積 250 m²、第一種中高層地域内、転用目的は、モデルハウスの建築です。申請地は昭和 4 7 年に 5 条転用された農地ですが、転用目的が実行されず、現在に至り再転用申請となります。旭川市の建築業者が滝

		川で住宅展示の場所を探していたところ、当該農地を取得することとなりました。別添資料 10 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 2 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 336 m²、第一種中高層地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。申請者は市内の賃貸住宅に居住していましたが、手狭になってきたことから住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。別添資料 11 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 3 番、西町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 119 m²、第一種住居地域内、転用目的は、隣接の宅地 228 m²を含む 347.09 m²に美容院の建築です。自営の美容院の敷地を探していたところ、当該農地を取得することとなりました。別添資料 12 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 以上 1 番から 3 番まで用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第 1 号については、原案のとおり決定といたします。
		議事日程 6 番、議案第 2 号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第 2 号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は貸借権の設定が 4 件です。 1

		番が更新、2番から4番まで新規です。 1番、江部乙町 番、地目「田」、25,339 m²、 さんから さん、期間は1年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 利用集積計画の満了に伴い、所有権移転を行う予定でしたが、1年延ばして来年のシーズン終了後に取得予定なので1年間の更新としています。 2番、江部乙町 番、地目「田」、26,892 m²、 さんから さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、7,000 円です。 さんの父 さんが亡くなり、労働力不足のため近隣耕作者の さんに貸借するものです。 3番、江部乙町 番、地目「田」、40,816.30 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 さんが事故にあわれたことで耕作者がいなくなったことから、これまで さんの農作業の補助をしていた さんが代わって耕作するものです。 4番、北滝の川 番、地目「田」、4,707 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。JAたきかわ転貸の期間満了に伴い、引き続き相対で貸借するものです。以上で説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。申請番号1番を除く3件について、質疑、意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑、意見を終了します。議案第2号、申請番号1番を除く3件について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第3号、申請番号1番を除く3件については、原案のとおり決定といたします。
		次に賃貸借権設定申請番号1番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員14：13退室)
議	長	賃貸借権設定申請番号1番について、質疑意見を求めます。

各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。貸借権設定申請番号 1 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号、貸借権設定申請番号 1 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 4 : 1 4 入室)
議 長	議事日程 7 番、議案第 3 号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、現況証明願について説明いたします。今月は 2 件です。 1 番、大町 番、地目「田」、面積 857 m²。現況、農地以外「宅地」として利用されています。所有者及び申請人は、 さんです。昭和 4 2 年に 5 条転用により住宅を建築したのですが、地目変更がなされずにいたものです。住宅は現在取り壊されて、更地となっています。 2 番、中島町 番、地目「畑」、面積 792 m²。現況、農地以外「宅地」として利用されています。所有者及び申請人は、 さんです。5 0 年以上前に建てられたと思われる納屋が現在も残っており、隣接している倉庫については、3 年ほど前に取り壊されていますが、地目変更がなされずにいたものです。 現況については備考欄のとおり、3 名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところです。以上審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号については、原案のとおり決定とします。 次に議事日程 8 番、議案 4 号、令和 4 年第 2 5 回総会議案書の訂正について、事務局より説明願います。

説 明 員	議案４号、令和４年第２５回総会議案書の訂正について説明します。 令和４年７月２８日に議決した現況証明、申請番号１番の内容に訂正がありましたので説明いたします。訂正箇所は所在の地番で、令和５年６月６日に訂正願が提出されています。上段が訂正前、下段が訂正後の地番です。大町 番から大町 番に訂正するものです。なお現地確認では大町 番の正しい個所を確認しております。今回の案件は、担当者の確認不足によるものです。以後このようなことがないように心がけてまいりますので訂正の審議についてよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	（異議なしの声あり）
議 長	議案第４号については、原案のとおり「可」とすることで決定します。 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 （各推薦委員から事務連絡あり）
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	（行事予定について資料に基づき報告）
議 長	第３７回総会は７月２８日ということで決定します。 以上をもちまして、第３６回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。（１４：３０）